

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度のあり方

中間とりまとめ案 概要(1枚)

- はじめに
- 地球温暖化による甚大な被害が各地で報告される中、我が国のCO2等総排出量の約4割を占める建築物分野について、一刻も早い脱炭素化対策が求められている。
 - 国際的にも、建築物のライフサイクルカーボン（LCCO2）政策の措置が求められている（EUでは2028年より一定規模以上の新築建築物についてLCCO2報告義務）。
 - 有価証券報告書・サステナビリティ情報開示において、時価総額3兆円以上の上場企業（大手不動産事業者等を含む）には遅くとも2028年よりScope3開示を求める方向で検討が進められている。
 - 2025年4月、内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」が策定・公表され、2028年度を目途に建築物のLCCO2評価の実施を促す制度の開始を目指すこととされた。
 - 基本構想を踏まえ、「建築物LCCO2評価の実施を促す措置」、「建築物LCCO2評価結果の表示を促す措置」、「建築物LCCO2評価に用いる建材・設備のCO2等排出量原単位の整備」等について、現状と課題を整理し、早急に講ずべき施策の方向性についてとりまとめた。

現状・課題と早急に講ずべき施策の方向性	
現状と課題	早急に講ずべき施策の方向性
(1) 各ステークホルダーの役割の明確化 建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の役割が必ずしも明確ではない。	建築物LCCO2評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の役割を明確化し、取組事項に係る指針を策定することを検討すべき
(2) 建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルール of 策定 国における統一的な算定ルール、評価基準が存在しないため、削減に向けた検討や設計内容による比較が困難。	建築物のLCCO2の算定ルール及び算定結果の評価基準を策定すべき
(3) 建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置 - 大手不動産事業者等においては、遅くとも2028年よりScope3開示が求められる見込みであり、LCCO2の削減が課題。 - 建築主、設計者間でのLCCO2評価に係る対話は少なく、LCCO2評価が実施されるケースも少ない。 - 中小規模の建築物については、大規模の建築物に比べてLCCO2排出量が小さいことに加え、中小規模の建設会社等が施工することが多いことから、関係事業者の練度に対する配慮が必要。 - 住宅については、住宅購入者等における脱炭素の関心は高いとはいえず、住まいのアフォーダビリティの確保への配慮が必要。 - 国や積極的な事業者等による先行的な実施などによる市場けん引が課題。	- 比較的CO2等排出量の大きい大規模建築物※1は、建築主が不要とする場合を除き、設計者が建築主に対してLCCO2評価（自主評価）結果及び削減措置について説明することを求めることを検討すべき ※1 例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築 - 特にCO2等排出量の大きい建築物※2については、建築主に対して、国等へのLCCO2評価結果（自主評価）の届出を求め、設計時から自主的削減の検討を促す仕組みを検討すべき ※2 例：5,000㎡以上の事務所の新築・増改築 - 国の庁舎等におけるLCCO2評価の先行実施を検討すべき - LCCO2評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき
(4) 建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置 算定・評価結果の表示ルールや第三者認証・表示制度がないため、LCCO2削減に取り組んだ建築物の環境性能がアピールできず、市場において選択されない	- 建築物のLCCO2評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき - 建築物のLCCO2評価結果に係る第三者評価・表示制度の創設を検討すべき
(5) 建材・設備のCO2等排出量原単位の整備 - 建材・設備CO2等排出量原単位の整備が課題 - 低炭素製品等の選択性を向上させるための環境の整備が必要	建材・設備CO2等排出量原単位の整備方針の策定及び建材・設備における表示ルールの策定を検討すべき
(6) 建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備 - LCCO2評価及び建材・設備CO2等排出量原単位整備の技術的・金銭的ハードルがある - LCCO2評価及び建材・設備CO2等排出量原単位整備の専門家が少ない	- LCCO2評価及び建材・設備CO2等排出量原単位整備に対する支援を検討すべき - 産学官が連携して人材育成、体制整備を実施